

国 港 総 第 2 0 号
令 和 6 年 4 月 1 7 日

各地方整備局特定部局長 殿

港 湾 局 長
(公印省略)

「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」の
一部改正について

標記について、令和6年4月15日付国官会第44号にて別添のとおり大臣官房長より通知があったので、遺漏なきよう措置されたい。

国官会第44号
令和6年4月15日

港湾局長

国土交通省大臣官房長
(公 印 省 略)

「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」の
一部改正について

「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」（平成16年
6月10日付け国官会第367号）の一部を別添のとおり改正することと
したので遺漏なきよう措置されたい。

○「予算決算及び会計令第８５条の基準の取扱いについて」（平成１６年６月１０日付け国官会第３６７号）の一部改正について

改 正 案	現 行
１ 本基準の運用の基本方針について （１）本基準は、「当該契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準を定めたものであり、本基準に該当する場合には、落札の決定を保留し、契約担当官等が予算決算及び会計令（以下「令」という。）第８６条の調査を行うものであること。 （２）したがって、本基準に該当する場合であっても、令第８６条の調査の結果、当該価格によって、当該契約の内容に適合した履行がされると認めた場合には、その者を落札者とするものであること。 （３）令第８６条の調査は、「相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうか」を具体的に判断するため、次の事項についても行うものとする。 イ 工事の請負契約の場合 ① 当該工事を行うに当たって当該入札者が予定している労務、資材等の量及びそれらの調査等に関する事項 ② ①の適否 ③ 特別な事由により市場価格より低い価格で労務、資材等の調達ができるとの主張がある場合におけるその適否 ④ 当該入札者の経営状況 ⑤ その他必要な事項 ロ 製造その他についての請負契約の場合 ① 当該業務を行うに当たって当該入札者が予定している業務従事者、設備、資機材等の見通し及びその確保に関する事項 ② ①の適否 ③ 当該入札者の経営状況 ④ その他必要な事項	１ 本基準の運用の基本方針について （１）本基準は、「当該契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準を定めたものであり、本基準に該当する場合には、落札の決定を保留し、契約担当官等が予算決算及び会計令（以下「令」という。）第８６条の調査を行うものであること。 （２）したがって、本基準に該当する場合であっても、令第８６条の調査の結果、当該価格によって、当該契約の内容に適合した履行がされると認めた場合には、その者を落札者とするものであること。 （３）令第８６条の調査は、「相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうか」を具体的に判断するため、次の事項についても行うものとする。 イ 工事の請負契約の場合 ① 当該工事を行うに当たって当該入札者が予定している労務、資材等の量及びそれらの調査等に関する事項 ② ①の適否 ③ 特別な事由により市場価格より低い価格で労務、資材等の調達ができるとの主張がある場合におけるその適否 ④ 当該入札者の経営状況 ⑤ その他必要な事項 ロ 製造その他についての請負契約の場合 ① 当該業務を行うに当たって当該入札者が予定している業務従事者、設備、資機材等の見通し及びその確保に関する事項 ② ①の適否 ③ 当該入札者の経営状況 ④ その他必要な事項

2 本基準の運用について

(1) 工事の請負契約の場合

「予算決算及び会計令第85条の基準について（協議）」（平成16年6月8日付け国官会第336号）の別紙「予算決算及び会計令第85条の基準について」第1号の契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で契約担当官等の定める割合の算定は、次のとおりとされたい。

イ 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の9.2を超える場合にあっては10分の9.2と、10分の7.5に満たない場合にあっては10分の7.5とする。

- ① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

ロ 特別なものについては、イの算定方法にかかわらず10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で適宜の割合とする。

(2) 測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務に係る契約の場合

「予算決算及び会計令第85条の基準について（協議）」の別紙「予算決算及び会計令第85条の基準について」第3号の契約ごとに10分の6から10分の8.1まで（測量業務にあっては同第2号の契約ごとに10分の6から10分の8.2まで、地質調査業務にあっては同第4号の契約ごとに3分の2から10分の8.5まで）の範囲内で契約担当官等の定める割合の算定は、次のとおりとされたい。

イ 次の表業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表①から④までに掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、測量業務に係る契約については、その割合が10分の8.2を超える場合にあっては10分の8.2と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとし、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務に係る契約に

2 本基準の運用について

(1) 工事の請負契約の場合

「予算決算及び会計令第85条の基準について（協議）」（平成16年6月8日付け国官会第336号）の別紙「予算決算及び会計令第85条の基準について」第1号の契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で契約担当官等の定める割合の算定は、次のとおりとされたい。

イ 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の9.2を超える場合にあっては10分の9.2と、10分の7.5に満たない場合にあっては10分の7.5とする。

- ① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

ロ 特別なものについては、イの算定方法にかかわらず10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で適宜の割合とする。

(2) 測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務に係る契約の場合

「予算決算及び会計令第85条の基準について（協議）」の別紙「予算決算及び会計令第85条の基準について」第3号の契約ごとに10分の6から10分の8.1まで（測量業務にあっては同第2号の契約ごとに10分の6から10分の8.2まで、地質調査業務にあっては同第4号の契約ごとに3分の2から10分の8.5まで）の範囲内で契約担当官等の定める割合の算定は、次のとおりとされたい。

イ 次の表業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表①から④までに掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、測量業務に係る契約については、その割合が10分の8.2を超える場合にあっては10分の8.2と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとし、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務に係る契約に

については、その割合が10分の8. 1を超える場合にあっては10分の8. 1と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとし、地質調査業務に係る契約については、その割合が10分の8. 5を超える場合にあっては10分の8. 5と、3分の2に満たない場合にあっては3分の2とするものとする。

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額
地質調査業務	直接人件費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額

ロ 特別なものについては、イの算定方法にかかわらず10分の6から10分の8. 1まで（測量業務にあっては10分の6から10分の8. 2まで、地質調査業務にあっては3分の2から10分の8. 5まで）の範囲内で適宜の割合とする。

3 その他

（１）執行体制の整備

関係職員に対し趣旨の徹底を図り、事務の執行に遺憾なきを期されたい。

（２）予定価格調書への調査基準価格の記載

契約担当官等は、事務の適正な執行を確保するため、令第79条の「予定価格を記載した書面」の予定価格が記載された行の下に、本基準に基づく具体的金額を「（調査基準価格 円）」と記載し、さらに、当該調査基準価格に110分の100を乗じて得た額を「（調査基準価格の110分の100 円）」と記載しておくものとする。

については、その割合が10分の8. 1を超える場合にあっては10分の8. 1と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとし、地質調査業務に係る契約については、その割合が10分の8. 5を超える場合にあっては10分の8. 5と、3分の2に満たない場合にあっては3分の2とするものとする。

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額
地質調査業務	直接人件費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額

ロ 特別なものについては、イの算定方法にかかわらず10分の6から10分の8. 2まで（測量業務にあっては10分の6から10分の8. 2まで、地質調査業務にあっては3分の2から10分の8. 5まで）の範囲内で適宜の割合とする。

3 その他

（１）執行体制の整備

関係職員に対し趣旨の徹底を図り、事務の執行に遺憾なきを期されたい。

（２）予定価格調書への調査基準価格の記載

契約担当官等は、事務の適正な執行を確保するため、令第79条の「予定価格を記載した書面」の予定価格が記載された行の下に、本基準に基づく具体的金額を「（調査基準価格 円）」と記載し、さらに、当該調査基準価格に110分の100を乗じて得た額を「（調査基準価格の110分の100 円）」と記載しておくものとする。

附 則

本通知は、令和6年4月1日以降に入札公告等を行う国土交通省所管に係る工事及び製造その他についての請負契約（予定価格が1,000万円を超えるものに限る。）の入札から適用する。

附 則

本通知は、令和6年4月1日以降に入札公告等を行う国土交通省所管に係る工事及び製造その他についての請負契約（予定価格が1,000万円を超えるものに限る。）の入札から適用する。

○予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて

〔国官会第367号〕
〔平成16年6月10日〕

改正	平成19年	4月6日	国官会第	52号
	同 20年	3月31日	同 第	2051号
	同 21年	4月3日	同 第	2464号
	同 22年	3月2日	同 第	1938号
	同 23年	3月29日	同 第	2402号
	同 25年	5月14日	同 第	266号
	同 25年10月	1日	同 第	1511号
	同 28年	3月18日	同 第	4020号
	同 29年	3月14日	同 第	3861号
	同 31年	3月26日	同 第	22173号
	同 31年	3月29日	同 第	24898号
	令和 4年	2月24日	同 第	20279号
	同 6年	3月25日	同 第	25945号
	同 6年	4月15日	同 第	44号

国土交通省大臣官房長から内部部局の長、施設等機関の長、特別の機関の長、地方支分部局の長、外局の長、沖縄総合事務局長あて

予算決算及び会計令第85条の基準については、令和6年3月25日付け国官会第25944号により改定されたところであるが、この基準（低入札価格調査基準）の運用に関しては、下記により取り扱われたい。

記

1 本基準の運用の基本方針について

- （1）本基準は、「当該契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準を定めたものであり、本基準に該当する場合には、落札の決定を保留し、契約担当官等が予算決算及び会計令（以下「令」という。）第86条の調査を行うものであること。

(2) したがって、本基準に該当する場合であっても、令第86条の調査の結果、当該価格によって、当該契約の内容に適合した履行がされると認めた場合には、その者を落札者とするものであること。

(3) 令第86条の調査は、「相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうか」を具体的に判断するため、次の事項についても行うものとする。

イ 工事の請負契約の場合

- ① 当該工事を行うに当たって当該入札者が予定している労務、資材等の量及びそれらの調査等に関する事項
- ② ①の適否
- ③ 特別な事由により市場価格より低い価格で労務、資材等の調達ができるとの主張がある場合におけるその適否
- ④ 当該入札者の経営状況
- ⑤ その他必要な事項

ロ 製造その他についての請負契約の場合

- ① 当該業務を行うに当たって当該入札者が予定している業務従事者、設備、資機材等の見通し及びその確保に関する事項
- ② ①の適否
- ③ 当該入札者の経営状況
- ④ その他必要な事項

2 本基準の運用について

(1) 工事の請負契約の場合

「予算決算及び会計令第85条の基準について（協議）」（平成16年6月8日付け国官会第336号）の別紙「予算決算及び会計令第85条の基準について」第1号の契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で契約担当官等の定める割合の算定は、次のとおりとされたい。

イ 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の9.2を超える場合にあっては10分の9.2と、10分の7.5に満たない場合にあっては10分の7.5とする。

- ① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

ロ 特別なものについては、イの算定方法にかかわらず10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で適宜の割合とする。

(2) 測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務に係る契約の場合

「予算決算及び会計令第85条の基準について（協議）」の別紙「予算決算及び会計令第85条の基準について」第3号の契約ごとに10分の6から10分の8.1まで（測量業務にあつては同第2号の契約ごとに10分の6から10分の8.2まで、地質調査業務にあつては同第4号の契約ごとに3分の2から10分の8.5まで）の範囲内で契約担当官等の定める割合の算定は、次のとおりとされたい。

イ 次の表業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表①から④までに掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、測量業務に係る契約については、その割合が10分の8.2を超える場合にあっては10分の8.2と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとし、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務に係る契約については、その割合が10分の8.1を超える場合にあっては10分の8.1と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとし、地質調査業務に係る契約については、その割合が10分の8.5を超える場合にあっては10分の8.5と、3分の2に満たない場合にあっては3分の2とするものとする。

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額

ロ 特別なものについては、イの算定方法にかかわらず10分の6から10分の8.1まで（測量業務にあつては10分の6から10分の8.2まで、地質調査業務にあつては3分の2から10分の8.5まで）の範囲内で適宜の割合とする。

3 その他

(1) 執行体制の整備

関係職員に対し趣旨の徹底を図り、事務の執行に遺憾なきを期されたい。

(2) 予定価格調書への調査基準価格の記載

契約担当官等は、事務の適正な執行を確保するため、令第79条の「予定価格を記載した書面」の予定価格が記載された行の下に、本基準に基づく具体的金額を「（調査基準価格 円）」と記載し、さらに、当該調査基準価格に110分の100を乗じて得た額を「（調査基準価格の110分の100 円）」と記載しておくものとする。

附 則（平成１９年４月６日国官会第５２号）

本通知は、平成１９年４月９日以降に入札公告等を行う国土交通省所管に係る工事及び製造その他についての請負契約（予定価格が１，０００万円を超えるものに限る。）の入札から適用する。

附 則（平成２０年３月３１日国官会第２０５１号）

本通知は、平成２０年４月１日以降に入札公告等を行う国土交通省所管に係る工事及び製造その他についての請負契約（予定価格が１，０００万円を超えるものに限る。）の入札から適用する。

附 則（平成２１年４月３日国官会第２４６４号）

本通知は、平成２１年４月３日以降に入札公告等を行う国土交通省所管に係る工事及び製造その他についての請負契約（予定価格が１，０００万円を超えるものに限る。）の入札から適用する。

附 則（平成２２年３月２日国官会第１９３８号）

本通知は、平成２２年４月１日以降に入札公告等を行う国土交通省所管に係る工事及び製造その他についての請負契約（予定価格が１，０００万円を超えるものに限る。）の入札から適用する。

附 則（平成２３年３月２９日国官会第２４０２号）

本通知は、平成２３年４月１日以降に入札公告等を行う国土交通省所管に係る工事及び製造その他についての請負契約（予定価格が１，０００万円を超えるものに限る。）の入札から適用する。

附 則（平成２５年５月１４日国官会第２６６号）

本通知は、平成２５年５月１６日以降に入札公告等を行う国土交通省所管に係る工事及び製造その他についての請負契約（予定価格が１，０００万円を超えるものに限る。）の入札から適用する。

附 則（平成２５年１０月１日国官会第１５１１号）

本通知は、平成２６年４月１日以降に締結する国土交通省所管に係る工事及び製造その他についての請負契約（予定価格が１，０００万円を超えるものに限る。）（平成２５年１０月１日から平成２６年３月３１日までの間に締結する契約であって、当該契約に係る引渡しが平成２６年４月１日以降になされるものを含む。）から適用する。

附 則（平成２８年３月１８日国官会第４０２０号）

本通知は、平成２８年４月１日以降に入札公告等を行う国土交通省所管に係る工事及び製造その他についての請負契約（予定価格が１，０００万円を超えるものに限る。）の入札から適用する。

附 則（平成２９年３月１４日国官会第３８６１号）

本通知は、平成２９年４月１日以降に入札公告等を行う国土交通省所管に係る工事及び製造その他についての請負契約（予定価格が１，０００万円を超えるものに限る。）の入札から適用する。

附 則（平成３１年３月２６日国官会第２２１７３号）

本通知は、平成３１年４月１日以降に入札公告等を行う国土交通省所管に係る工事及び製造その他についての請負契約（予定価格が１，０００万円を超えるものに限る。）の入札から適用する。

附 則（平成３１年３月２９日国官会第２４８９８号）

本通知は、平成31年10月1日以降に締結する国土交通省所管に係る工事及び製造その他についての請負契約（予定価格が1,000万円を超えるものに限る。）（平成31年4月1日から平成31年9月30日までの間に締結する契約であって、当該契約に係る引渡しが平成31年10月1日以後になされるものを含む。）から適用する。

附 則（令和4年2月24日国官会第20279号）

本通知は、令和4年4月1日以降に入札公告等を行う国土交通省所管に係る工事及び製造その他についての請負契約（予定価格が1,000万円を超えるものに限る。）の入札から適用する。

附 則（令和6年3月25日国官会第25945号）

本通知は、令和6年4月1日以降に入札公告等を行う国土交通省所管に係る工事及び製造その他についての請負契約（予定価格が1,000万円を超えるものに限る。）の入札から適用する。

附 則（令和6年4月15日国官会第44号）

本通知は、令和6年4月1日以降に入札公告等を行う国土交通省所管に係る工事及び製造その他についての請負契約（予定価格が1,000万円を超えるものに限る。）の入札から適用する。